

3 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 地区社会福祉協議会設置規程

平成17年3月1日制定
糸社協規程第 1 号

(趣 旨)

第1条 この規程は、本市における社会福祉事業の能率的、効率的な運営と組織的活動を促進し、地域社会福祉の増進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 前条の趣旨に基づき、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）と連携、協調を図り、地域福祉活動を推進するため、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）を次のとおり設置する。

- (1) 糸魚川地区社会福祉協議会
- (2) 能生地区社会福祉協議会
- (3) 青海地区社会福祉協議会

2 地区社協に支部組織を置くものとする。

(事務所及び職員)

第3条 地区社協の事務所の所在地は次のとおりとし、職員を配置するものとする。

- (1) 糸魚川地区社協 糸魚川市寺町4丁目3番1号
- (2) 能生地区社協 糸魚川市大字能生1941番地2
- (3) 青海地区社協 糸魚川市大字田海605番地

(事 業)

第4条 地区社協は、第1条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 地区社協相互の連携と協調
- (3) 協議会事業の推進
- (4) 支部活動との連携
- (5) その他、目的達成のために必要な事業

(運 営)

第5条 地区社協は、地区住民の福祉に関し、相互の理解と協力によって組織し、運営をするものとする。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成17年3月1日)

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月22日)

この規程は、平成17年3月19日から施行する。